

返戻金制度について

(紹介手数料の返還)

第5条 本件業務により採用された甲の採用者が、入職後90日以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職または解雇された場合は、乙は以下の定めより紹介手数料を甲に返還するものとする。但し、甲の都合により解雇されまたは退職した場合、ならびに第6条で規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。

(1) 30日以内に退職した場合、紹介手数料の80%を返還する。

(2) 31日以上90日以内に退職した場合、紹介手数料の50%を返還する。

2. 乙は甲の退職確認書および退職の確認できる書類により甲の採用者の退職を確認し、甲の採用者が退職した日の属する月の翌月末日迄に、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。尚、乙が該当者に替わる人材を直ちに紹介できうる状況の場合は、甲、乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

3. 甲が紹介手数料を支払う前に採用者が退職した場合、甲は返還に該当する金額を減額して支払うものとする。

甲： 求人先

乙： 株式会社アイエスケー

有料職業紹介事業許可番号： 06-ユ-300047